

## 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

☎ 本庁舎固定資産税課（21番窓口）  
☎ 0857-30-8156 ☎ 0857-20-3920

1月1日現在、市内に固定資産税の対象となる償却資産を所有している人は、申告義務があります。償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことをいいます。工場や店舗を営んだり、駐車場やアパートを貸し付けるなどの事業を営む人（法人・個人）は、資産の増減に関わらず申告してください。新たに申告書などを希望する人は問い合わせ先まで。

適正申告のための調査も順次実施しています。申告もれとならないように、期限内の申告にご協力ください。

提出期限 2月2日（月）

提出先 固定資産税課、各総合支所市民福祉課



本市公式ウェブサイト



外部ウェブサイト  
eLTAX（電子申告）

### 【業種別の主な償却資産の例】

構築物、機械、装置、工具器具、備品などが対象

各業種共通のもの	舗装路面、庭園、門、塀などの外構工事、駐車場設備、受変電設備、外灯、ネオンサイン、看板、ロッカー、エアコン、キャビネット、レジスター、事務機器、太陽光発電設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	接客用家具および備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、日よけ、室内装飾品など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、タオル蒸器など
医院・歯科医院	各種医療機器、待合室用椅子、カルテ用キャビネット、カウンターなど
不動産貸付業	屋外の電気・給排水・ガス設備、ゴミ置場、物置、自転車置場など

◆家屋として評価されているものは除きます。

◆テナントの場合、原則として附帯設備を取り付けた人が申告します。

## ふるさとへのUターンを考えてみませんか？

☎ 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口（地域振興課内 26番窓口）  
☎ 0120-567-464 ☎ 0857-20-3919  
✉ chiikishinko@city.tottori.lg.jp

本市では、Uターンや地方での生活を検討されている人をサポートするための「定住促進・Uターン相談支援窓口」を設置しています。専任の相談員が移住にあたっての仕事・住まい・子育てなどの相談にお応えし、補助金などの支援制度も紹介しています。ぜひ、県外にお住まいのご家族やお知り合いにご紹介ください。オンラインでの相談も可能です。

※いずれも予算に限りがあります。



とっとりコネクト

### 鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金

補助要件を満たす移住された若者世帯（子を除く世帯員1人以上が満39歳以下）に対し、奨励金を交付



### 鳥取市ふるさと移住支援金

東京圏から本市へ移住された人で補助要件を満たす人に対し、支援金を交付



### 交通費などの補助（鳥取県）

鳥取県内への移住を検討されている人が、移住の実現に向けた準備のため来県される際の交通費、宿泊費の一部を助成



### 奨学金の返還を助成（鳥取県）

鳥取県内企業への就職を視野に入れる大学（大学院）、短大、専門学校、高専（4年生以上）、既卒者（35歳未満）で、認定要件を満たす人に対し、奨学金の返還を助成



## 生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課（25番窓口）☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

### 鳥取地域の年始のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

年始・祝日がごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	プラスチックごみ	ペットボトル	資源ごみ 小型破砕ごみ	有害ごみ 乾電池等
1月1日(木) (元日)	収集なし	収集なし (第1木曜の地区) ※8日(木)に振替		収集なし		収集なし (第1木曜の地区) ※7日(水)に振替
1月2日(金)	収集なし	収集なし (第1金曜の地区) ※9日(金)に振替		収集なし		収集なし (第1金曜の地区) ※7日(水)に振替
1月12日(月) (成人の日)	通常収集 (月曜の地区)	通常収集 (第2月曜の地区)	通常収集 (月曜の地区)		収集なし	収集なし (第2月曜の地区) ※14日(水)に振替

### ごみ処理施設などの年始受入れ

■ 1月5日（月）8:30～

可燃ごみ直接搬入 リンピアいなば

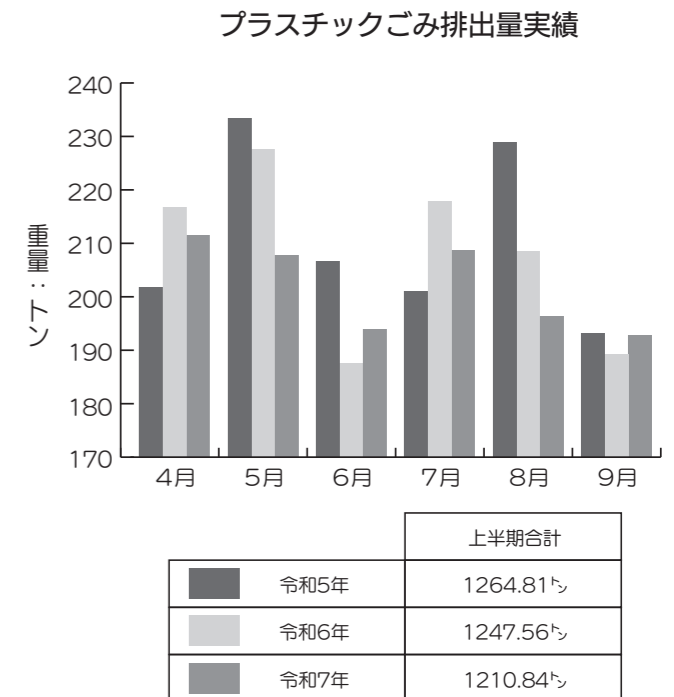
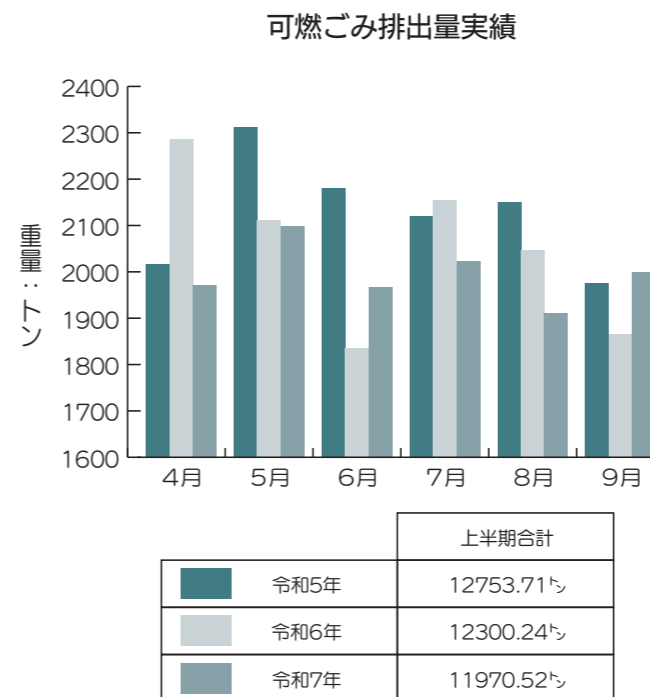
不燃ごみ直接搬入 東部環境クリーンセンター

大型ごみ受付センター 電話受付 ☎ 0857-22-0353

### 【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までにし出してください。ただし、災害や大雪などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しが困難と思われる場合は、次回の収集日（安全な日）に出すようにしてください。

### 家庭ごみ（可燃・プラスチック）上半期（4月から9月）排出量



本市の令和7年4月から令和7年9月までに家庭から出された可燃ごみは前年度から約330㍓の減量、プラスチックごみは約37㍓の減量となっています。引き続き、ごみの減量にご協力ください。